

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2016年3月25日

当社は、原子炉等規制法(※1)に基づき、2015年12月18日におこなった原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(※2)の変更認可申請について、2016年3月24日、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

主な内容

今回の変更は、緊急作業(※3)に従事させるための要員の線量限度に係る見直し(解説参照)に伴うもので、主な内容は以下のとおりです。

- 1 所定の要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することを規定しました。
- 2 緊急作業に従事させるための要員に係る、線量管理、放射線防護措置および健康診断に関することを規定しました。

【解説: 緊急作業に従事させるための要員の線量限度に係る見直しについて】

緊急作業に従事させるための要員の線量限度に係る法令等が制定・改正され、原子炉の運転等により特定の事象が発生した場合、緊急作業に従事させるための要員の線量限度は、実効線量について250mSvとすること等が示されました。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

([2015年12月18日](#)お知らせ済み)

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受ける規定です。
- ※3 緊急作業は、発電用原子炉施設に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、発電用原
子炉の運転に重大な支障をおよぼすおそれのある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合その
他の緊急やむを得ない場合における作業です。

以 上